

「厚生労働科学研究費補助金等により取得した財産の取扱いについて」の一部改正について

改正の内容

- ・ 財産処分制限の対象となる価格の改正

各省庁で異なっていた財産処分制限の対象となる価格を 50 万円以上に統一する。

- ・ 財産処分の規定の追加

研究期間終了後に研究代表者の所属機関に機械器具を譲渡した上で、適切に管理して研究活動に利活用することが望ましいことがある旨を明記する。

研究期間終了時等に、所属機関を通じて研究代表者に譲渡の意思を確認等することを明記する。

「財産処分報告書」を提出できる者は、機械器具等を統括管理する研究代表者のみであることを明記する。

研究分担者等がいる場合に、研究代表者の所属機関以外の研究機関にも機械器具を譲渡出来ることを明記する。

「財産処分報告書」の様式に、「無償譲渡する研究機関名」を追加する。

所属機関変更時の機械器具等の返還に関する記載を追加する。

- ・ 適用日

この変更は、平成 27 年 8 月 1 日以後に取扱規程第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日以後に交付する同規程第 2 条第 3 項に規定する推進事業に対する補助金から適用する。ただし、同日前に同規程第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日前に交付する同規程第 2 条第 3 項に規定する推進事業に対する補助金については、なお従前の例による。